

○岩手県警察代決、専決に関する訓令

(昭和41年1月1日警察本部訓令第7号)

[沿革] 昭和42年8月警察本部訓令第15号、12月第23号、44年4月第9号、9月第21号、45年3月第4号、46年1月第3号、4月第8号、47年3月第3号、6月第13号、48年4月第9号、6月第17号、49年4月第4号、10月第11号、50年3月第5号、51年3月第4号、52年4月第6号、11月第19号、54年3月第9号、55年3月第3号、56年3月第6号、57年3月第10号、58年3月第8号、59年3月第6号、60年7月第9号、61年3月第7号、62年3月第6号、63年3月第2号、7月第15号、平成元年4月第7号、6月第10号、第11号、12月第25号、2年4月第7号、4年3月第6号、7月第11号、5年12月第16号、6年10月第18号、7年3月第11号、11月第21号、9年3月第7号、11月第13号、4月第10号、12年3月第2号、13年3月第8号、12月第26号、14年4月第15号、12月第29号、16年3月第7号、8月第17号、17年3月第9号、8月第18号、18年3月第8号、5月第17号、6月第20号、19年3月第3号、第5号、20年2月第4号、3月第7号、5月第12号、21年3月第4号、5月第10号、22年3月第5号、23年7月第10号、25年3月第9号、12月第16号、26年3月第4号、5月第7号、12月第13号、27年3月第4号、28年8月第18号、29年6月第12号、30年3月第6号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察代決、専決に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察代決、専決に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、本部長及び署長の権限に属する事務の円滑な執行を期するとともに、責任の範囲を明らかにするため、別に定めるほか、事務処理の決裁並びに代決及び専決に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 決裁 権限に属する事務の起案に対して、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 代決 決裁権者が決裁すべき起案に対して、当該決裁権者が不在のとき一時当該決裁権者に代わって意思を決定することをいう。
- (3) 専決 決裁権者が決裁すべき事務のうち、あらかじめ指定された一定の事項を当該決裁権者に代わって最終的に意思を決定することをいう。
- (4) 回議 起案に対し、決裁権者の決裁又は専決権者の専決に至るまでの間、直属又は関係の系列にある職から承認を受けることをいう。

(決裁)

第1条の3 本部長の権限に属する事務の起案については、回議の手続を執って、決裁権者である本部長の決裁を受けるものとする。

2 前項の場合において、緊急やむを得ない事案で、回議の手続を執るとまがないときは、その手続を省略し、本部長の決裁を受けることができるものとする。

3 専決権者の専決については、前2項を準用する。

(代決)

第2条 本部長が不在又は事故あるときは、主管部長が主管する事務について代決するものとする。

2 部長が不在又は事故あるときは、課長等がその所掌する事務について代決するものとする。ただし、監察課の所掌する事務については、首席監察官が行うものとする。

3 首席監察官が不在又は事故あるときは、監察課長がその事務を代決するものとする。

- 4 課長等が不在又は事故ある場合において、岩手県警察組織規程（昭和49年警察本部訓令第3号）第4条に定める調査官等が置かれている課等にあつては、当該調査官等がその所掌する事務について代決するものとする。
- 5 課長等が不在又は事故あるときは、次長（副所長及び副隊長を含む。）がその所掌する事務（調査官等の所掌事務を除く。）について代決するものとする。
- 6 校長が不在又は事故あるときは、副校長がその所掌する事務について代決するものとする。
- 7 署長が不在又は事故あるときは、副署長、次長又は刑事官（刑事官にあつては、その所掌事務に限る。）がその所掌する事務について代決するものとする。
- 8 署長、副署長、次長及び刑事官が不在又は事故あるときは、主管課長が主管する事務について代決するものとする。
- 9 署の当直責任者は、当直勤務中において、次に掲げる事項を代決するものとする。
 - (1) 被害届受理等の事実証明願に対する事実証明書の発行に関すること。
 - (2) 自動車の使用統制に関すること。
 - (3) 装備資材の使用統制に関すること。
 - (4) 警察通信の統制に関すること。
 - (5) 当直勤務者及び留置担当者の勤務配置の変更に関すること。
 - (6) 地域警察官の勤務計画の変更に関すること。
 - (7) 無線機の使用統制に関すること。
 - (8) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第2項の規定による通行許可に関すること。
 - (9) 道路交通法第45条第1項の規定による駐車禁止の解除に関すること。
 - (10) 道路交通法第56条第1項の規定による設備外積載の許可及び同条第2項の規定による貨物自動車荷台乗車許可に関すること。
 - (11) 道路交通法第57条第3項の規定による制限外積載の許可に関すること。
 - (12) 道路交通法第63条第7項の規定による故障車両の整備確認に関すること。
 - (13) 道路交通法第77条の規定による道路使用許可に関すること。
 - (14) 緊急を要する物品の購入及び修繕に関すること。

（後関）

第3条 前条により代決した事項で代決者が必要と認めたものは、その文書に「後関」の表示をして後関を受けなければならない。

（代決の制限）

第4条 代決者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、代決することができない。

- (1) 事務の重大又は異例に属するとき。
- (2) 事務処理上疑義があるとき。
- (3) 処理の結果紛議論争を生ずるおそれがあるとき。

（部長共通専決事項）

第5条 部長の共通して専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 課長等（監察課長を除く。）の旅行命令及び私事旅行の承認に関すること。
- (2) 課長等（監察課長を除く。）の休暇に関すること。
- (3) 課長等（監察課長を除く。）の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (4) 通達、指示等で軽易な事項に関すること。
- (5) 陳情、投書等の処理で軽易な事項に関すること。ただし、県警察の事務又は職員の非違に関するものを除く。
- (6) 警察庁及び管区警察局からの保存期間1年未満の通達の処理に関すること。
- (7) 警察庁、管区警察局、他都道府県警察及び他官庁との調査、照会、回答、通報及び報告に関すること。

- (8) 他官庁、関係機関等との連絡調整に関する事。
 - (9) その他所掌する事務について、本部長が了知する必要がないと認められる事項に関する事。
- (課長等及び校長共通の専決事項)

第6条 課長等及び校長の共通して専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所属職員の事務分掌及び配置に関する事。ただし、警察官にあつては警部以上、一般職員にあつては課長補佐以上の職員(本部長が、特に指定した他の職員を含む。)の配置を除く。
 - (2) 所属職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する事。
 - (3) 所属職員の旅行命令の承認に関する事。
 - (4) 所属職員の欠勤の承認及び休暇に関する事。ただし、休暇については、引き続き30日以上のもので及び第13条に規定する職員の休暇に係るものを除く。
 - (5) 所属職員の超過勤務、休日勤務及び宿直勤務並びに特殊勤務命令に関する事。
 - (6) 所属職員の扶養親族の確認及び認定に関する事。
 - (7) 所属職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定及び改定に関する事。
 - (8) 所属職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定及び改定に関する事。
 - (9) 所属職員の単身赴任の状況の確認及び単身赴任手当の認定に関する事。
 - (10) 所属職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関する事。
 - (11) 職員以外の者の旅行依頼に関する事。
 - (12) 警察庁、管区警察局、他都道府県警察及び他官庁との調査、照会、回答、通報及び報告で軽易な事項に関する事又は県警察内における調査、照会、回答、通報及び報告に関する事。
 - (13) 事実証明書の発行に関する事。
 - (14) 秘密文書の廃棄に関する事。
 - (15) 教養資料の作成配布に関する事。
 - (16) 各種会議の開催及び研修で軽易又は定例的な事項に関する事。
 - (17) 所掌事務に係る法令の解釈及び指導で軽易な事項に関する事。
 - (18) その他所掌する事務について、部長が了知する必要がないと認められる事項に関する事。
- (警務部の部長、首席監察官及び課長の専決事項)

第7条 警務部の部長、首席監察官及び課長の専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

警務部長専決事項

- (1) 校長の旅行命令及び私事旅行の承認並びに署長の私事旅行の承認に関する事。
- (2) 校長及び署長の休暇に関する事。
- (3) 職員の職務専念義務免除の承認に関する事。
- (4) 職員の引き続き30日以上休暇に関する事。
- (5) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)第9条の2に規定する子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務に関する事。
- (6) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条の3に規定する子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する事。
- (7) 職員の昇給、昇格及び職員の給料月額の決定に関する事。
- (8) 車両装備品の配分及び自衛隊の装備品の授受に関する事。
- (9) 警察大学校、管区警察学校及び学校の入校に関する事(入校者の決定を除く。)
- (10) 職員の引き続き30日以上にわたる病気療養の承認及び療養期間更新の承認に関する事。
- (11) 公務災害補償に関する事。

- (12) 警察官の職務に協力援助した者に対する災害給付に関する事。
- (13) 留置人の留置場所の変更及び分散留置に関する事。
- (14) 職員の職務執行に伴う私有物品の損害補償に関する事。

首席監察官専決事項

- (1) 監察課長の旅行命令及び私事旅行に関する事。
- (2) 監察課長の休暇に関する事。
- (3) 監察課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (4) 職員の私事における交通事故のうち、軽易なものに関する事。

総務課長専決事項

- (1) 公安委員会の庶務に関する事。

警務課長専決事項

- (1) 職員任用候補者名簿の提示請求に関する事。
- (2) 退職手当の額の決定に関する事。
- (3) 自動車整備工場の運営に関する事。
- (4) けん銃及びけん銃弾丸に関する事。
- (5) 岩手県警察法規類集の編集に関する事。
- (6) 本部所属の自動車の使用統制に関する事。
- (7) 自動車の整備及び燃料の配分に関する事。
- (8) 給貸与品の支給に関する事。

人財育成課長専決事項

- (1) 警察機関誌の編集発行に関する事。
- (2) 図書あっせんに関する事。
- (3) 定例的術科訓練に関する事。
- (4) 術科訓練用具の配分に関する事。

県民課長専決事項

- (1) 文書管理に関する事。
- (2) 文書の浄書及び印刷事務に関する事。
- (3) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）の事務に関する事。ただし、重要なものを除く。
- (4) 個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）の事務に関する事。ただし、重要なものを除く。
- (5) 定例的広報実施に関する事。
- (6) 報道対策に関する事。ただし、重要な事項を除く。

会計課長専決事項

- (1) 予算の配当要求に関する事。
- (2) 物品の需要見込みに関する事。
- (3) 庁舎（本部）の維持管理に関する事。
- (4) 火災盗難の予防に関する事。

厚生課長専決事項

- (1) 本部職員の定例健康診断に関する事。
- (2) 厚生事業に関する事。
- (3) 恩給請求書の進達に関する事。
- (4) レクリエーションに関する事。

情報管理課長専決事項

- (1) 電子計算組織による資料送受信事務に関すること。
 - (2) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。
- （生活安全部の部長及び課長の専決事項）

第8条 生活安全部の部長及び課長の専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

生活安全部長専決事項

- (1) 緊急を要し、本部長の指揮を受けるいとまがない場合の事件処理の指揮に関すること。
- (2) 本部長指揮事件及び報告事件の捜査により発覚した本部長指揮事件及び報告事件に該当しない余罪事件の送致（付）及び引継ぎに関すること。
- (3) 警察用航空機の運用及び管理に関すること。
- (4) ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）第2条第1項及び第3項の規定による主宰者の指名に関すること。

生活安全企画課長専決事項

- (1) 犯罪の手配（指名手配を除く。）及び犯罪捜査の囑託に関すること。
- (2) 被疑者（指名手配を除く。）の身柄処理に関すること。
- (3) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号）第3条第2項の規定による事前の承認に関すること。
- (4) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第5条第1項の規定による禁止命令等の申出の受理に関すること。
- (5) ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第3項の規定による緊急の必要がある場合における禁止命令等の申出の受理に関すること。
- (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第6項及び第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による禁止命令等の申出をした者への通知に関すること。
- (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の申出の受理に関すること。
- (8) ストーカー行為等の規制等に関する法律第13条第2項の規定による禁止命令等（禁止命令等の有効期間の延長の処分を含む。）をするために必要がある場合における報告徴収等に関すること。
- (9) ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第3条の規定による代理人に関すること。
- (10) ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第7条の規定による意見の聴取の通知に関すること。
- (11) ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第8条の規定による意見の聴取の期日及び場所の変更に関すること。
- (12) ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第9条の規定による文書等の閲覧の手續等に関すること。
- (13) ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第11条第1項の規定による意見の聴取の審理の公開の通知及び公示に関すること。
- (14) ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第14条の規定による意見の聴取の続行の通知に関すること。
- (15) ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第15条の規定による意見の聴取の再開の通知に関すること。

- (16) ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第18条第1項の規定による意見の聴取最終後における意見の聴取調書等閲覧請求書の受理に関すること。

地域課長専決事項

- (1) 警ら用無線自動車及び警備船の運用に関すること。
- (2) 軽易かつ定型的な警察用航空機の運用及び管理に関すること。
- (3) 定例的現金輸送の警備及び雑踏警備に関すること。

通信指令課長専決事項

- (1) 緊急配備に関すること。
- (2) 警察有線電話の新設、増設及び移転に関すること。

少年課長専決事項

- (1) 犯罪の手配（指名手配を除く。）及び犯罪捜査の嘱託に関すること。
- (2) 被疑者（指名手配を除く。）の身柄処理に関すること。
- (3) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第3条第2項の規定による事前の承認に関すること。

生活環境課長専決事項

- (1) 犯罪の手配（指名手配を除く。）及び犯罪捜査の嘱託に関すること。
- (2) 検察官からの銃砲刀剣類の引継ぎに関すること。
- (3) 被疑者（指名手配を除く。）の身柄処理に関すること。
- (4) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第3条第2項の規定による事前の承認に関すること。

サイバー犯罪対策課長専決事項

- (1) 犯罪の手配（指名手配を除く。）及び犯罪捜査の嘱託に関すること。
- (2) 被疑者（指名手配を除く。）の身柄処理に関すること。
- (3) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第3条第2項の規定による事前の承認に関すること。

（刑事部の部長及び課長等の専決事項）

第9条 刑事部の部長及び課長等の専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

刑事部長専決事項

- (1) 緊急を要し、本部長の指揮を受けるいとまがない場合の事件処理の指揮に関すること。
- (2) 本部長指揮事件及び報告事件の捜査により発覚した本部長指揮事件及び報告事件に該当しない余罪事件の送致（付）及び引継ぎに関すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第35条第4項に規定する他の公安委員会に対する仮の命令の通知に関すること。
- (4) 選挙犯罪のうち、形式犯等の軽易かつ定型的な事案の処理に関すること。
- (5) 法律の規定による県の許認可若しくは登録又は許認可若しくは登録の取消若しくは業務停止の命令若しくは処分の際に、暴力団排除に係る欠格事由、取消事由等（以下「欠格事由等」という。）の有無に関して、知事から本部長になされる意見聴取のうち、当該欠格事由等に該当する場合の本部長の意見に関すること。
- (6) 暴力団対策関係者等に対する保護対策のうち、重点警戒体制及び連絡体制に区分される保護対象者に係る保護対策の実施に関すること。
- (7) 重要事件の現場鑑識結果報告書に関すること。
- (8) 鑑定嘱託に関すること。
- (9) 機動捜査隊の活動実績報告に関すること。

刑事企画課長専決事項

- (1) 指名手配及び指名通報に関すること。

(2) 犯罪の手配及び犯罪捜査の囑託に関すること。

(3) 犯罪統計に関すること。

捜査第一課長専決事項

(1) 被疑者の身柄処理に関すること。

(2) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第3条第2項の規定による事前の承認に関すること。

(3) 死因が明らかで、犯罪に基因しないことが明白な死体処理に関すること。

捜査第二課長専決事項

(1) 犯罪の手配（指名手配を除く。）及び犯罪捜査の囑託に関すること。

(2) 被疑者（指名手配を除く。）の身柄処理に関すること。

(3) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第3条第2項の規定による事前の承認に関すること。

組織犯罪対策課長専決事項

(1) 犯罪の手配（指名手配を除く。）及び犯罪捜査の囑託に関すること。

(2) 被疑者（指名手配を除く。）の身柄処理に関すること。

(3) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第3条第2項の規定による事前の承認に関すること。

(4) 暴対法第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に係る仮の命令に係る同条第4項及び第5項並びに暴対法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する標章の貼付け及び取除きに関すること。

(5) 法律の規定による県の許認可若しくは登録又は許認可若しくは登録の取消若しくは業務停止の命令若しくは処分の際に、暴力団排除に係る欠格事由等の有無に関して、知事から本部長になされる意見聴取のうち、当該欠格事由等に該当しない場合の本部長意見に関すること。

(6) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第33条第2項の規定による身分証明書の発行に関すること（署長専決に係るものを除く。）。

(7) 通訳要員の派遣に関すること。

鑑識課長専決事項

(1) 鑑識資器材の配分及び使用に関すること。

(2) 鑑定対照結果（重要事件を除く。）の回答に関すること。

(3) 身元不明死体票及び家出人票の送付に関すること。

(4) 現場鑑識結果報告書（重要事件を除く。）に関すること。

(5) 鑑定囑託の受理に関すること。

(6) 犯罪経歴証明書の発給に関すること。

科学捜査研究所長専決事項

(1) 鑑定検査結果（重要事件を除く。）の回答に関すること。

(2) 銃器、弾丸、偽造通貨の送付に関すること。

(3) 鑑定に関する基礎資料の収集、整備、保管及び利用に関すること。

(4) 鑑定囑託の受理に関すること。

機動捜査隊長専決事項

(1) 機動捜査隊の応援派遣要請に関すること。

（交通部の部長及び課長等の専決事項）

第10条 交通部の部長及び課長等の専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

交通部長専決事項

- (1) 緊急を要し、本部長の指揮を受けるいとまがない場合の交通事件の処理に関する事。
- (2) 交通機動隊及び高速道路交通警察隊の運用計画の承認及び活動実績報告に関する事。

交通企画課長専決事項

- (1) 定例的な交通安全に関する事。
- (2) 交通事故速報の処理に関する事。
- (3) 統計に関する事。

交通規制課長専決事項

- (1) 交通安全施設等整備に必要な調査に関する事。
- (2) 交通規制に必要な調査に関する事。
- (3) 交通情報の処理に関する事。
- (4) 統計に関する事。

交通指導課長専決事項

- (1) 犯罪の手配（指名手配を除く。）及び捜査の囑託に関する事。
- (2) 被疑者（指名手配を除く。）の身柄処理に関する事。
- (3) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第3条第2項の規定による事前の承認に関する事。
- (4) 定例的交通取締りに関する事。
- (5) 統計に関する事。
- (6) 交通反則行為の処理に関する事。

運転免許課長専決事項

- (1) 自動車運転免許試験場及び各運転免許センターの維持管理に関する事。
- (2) 道路交通法第90条第1項の規定による仮免許の付与及び免許（仮免許を除く。以下同じ。）の保留に関する事。
- (3) 道路交通法第90条第4項の規定による免許の保留の処分の際の弁明及び有利な証拠の提出の機会との供与に関する事。
- (4) 道路交通法第90条第5項、同法第103条第1項及び第4項並びに第104条の2の3第3項の規定による免許の効力の停止（90日未満のものに限る。）に関する事。
- (5) 道路交通法第90条第7項において準用する同条第4項の規定による免許の効力の停止の処分の際の弁明及び有利な証拠の提出の機会との供与に関する事。
- (6) 道路交通法第90条第12項及び同法第103条第10項の規定による免許の保留の期間又は効力の停止の期間の短縮に関する事。
- (7) 道路交通法第104条の2の3第1項の規定による免許の効力の停止及びその解除に関する事。
- (8) 道路交通法第104条の2の3第2項の規定による免許の効力の停止の処分の際の弁明の機会との供与に関する事。
- (9) 道路交通法第106条の2第1項及び同条第2項の規定による仮免許の取消しに関する事。

交通機動隊長専決事項

- (1) 犯罪の捜査の囑託に関する事。
- (2) 被疑者（指名手配を除く。）の身柄処理に関する事。
- (3) 勤務計画の変更に関する事。
- (4) 統計に関する事。
- (5) 特別取締りに関する事。

高速道路交通警察隊長専決事項

- (1) 犯罪の捜査の囑託に関する事。
- (2) 被疑者（指名手配を除く。）の身柄処理に関する事。
- (3) 勤務計画の変更に関する事。
- (4) 統計に関する事。

- (5) 特別取締りに関すること。
- (6) 高速道路の交通安全対策で道路管理者又は公安委員会と協議を要しないものに関する事項。
(警備部の部長及び課長等の専決事項)

第11条 警備部の部長及び課長等の専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

警備部長専決事項

- (1) 緊急を要し、本部長の指揮を受けるいとまがない場合の事件処理に関する事項。
- (2) 軽易な警備実施及び警護の実施に関する事項。

公安課長専決事項

- (1) 犯罪の手配（指名手配を除く。）及び犯罪捜査の囑託に関する事項。
- (2) 被疑者（指名手配を除く。）の身柄処理に関する事項。
- (3) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第3条第2項の規定による事前の承認に関する事項。
- (4) 軽易な警備情報に関する事項。
- (5) 警備資料に関する事項。

警備課長専決事項

- (1) 被害の程度が軽微な場合の災害警備実施に関する事項。
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第158条第2項第3号の規定による特殊標章及び身分証明書の交付等に関する事項（署長専決に係るものを除く。）。

機動隊長専決事項

- (1) 勤務計画の変更に関する事項。
- (2) 管区機動隊員の指名に関する事項。

(校長の専決事項)

第12条 校長の専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の服務心得の制定に関する事項。
- (2) 学生の考査に関する事項。
- (3) 学生の諸勤務要領に関する事項。
- (4) 教科外活動に関する事項。
- (5) 図書室及び資料室の運営管理に関する事項。
- (6) 所属職員及び学生の定例的健康診断に関する事項。
- (7) 所属職員及び学生のレクリエーションに関する事項。

(自動車運転免許試験場長等の専決事項)

第13条 自動車運転免許試験場長、交通聴聞官、分駐隊長及び運転免許センター所長（盛岡運転免許センター所長を除く。以下同じ。）の専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

自動車運転免許試験場長専決事項

- (1) 自動車運転免許試験場の場長以外の職員の休暇に関する事項。ただし、引き続き4日以上ものを除く。
- (2) 自動車運転免許試験場の場長以外の職員の私事旅行の承認に関する事項。

交通聴聞官専決事項

- (1) 運転免許課行政処分・登録審査補佐及び適性検査補佐並びに行政処分係、登録審査係及び適性検査係の職員の休暇に関する事項。ただし、引き続き4日以上ものを除く。
- (2) 運転免許課行政処分・登録審査補佐及び適性検査補佐並びに行政処分係、登録審査係及び適性検査係の職員の私事旅行の承認に関する事項。

分駐隊長専決事項

- (1) 分駐隊の隊長以外の職員の休暇に関する事。ただし、引き続き4日以上のもを除く。
- (2) 分駐隊の隊長以外の職員の私事旅行の承認に関する事。

運転免許センター所長専決事項

- (1) 運転免許センターの所長以外の職員の休暇に関する事。ただし、引き続き4日以上のもを除く。
 - (2) 運転免許センターの所長以外の職員の私事旅行の承認に関する事。
- (署長の専決事項)

第14条 署長の専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、副署長制の署については、第6号から第14号までに掲げる事項を除く。

- (1) 所属職員（警察官にあつては警部以上、一般職員にあつては課長以上の職員を除く。）の事務分掌及び配置に関する事。
- (2) 所属職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する事。
- (3) 所属職員の旅行命令の承認に関する事（副署長専決に係るものを除く。）。
- (4) 所属職員以外の者の旅行依頼に関する事。
- (5) 所属職員の欠勤の承認及び休暇に関する事（引き続き30日以上のもを除く。）。
- (6) 所属職員の臨時私服勤務に関する事。
- (7) 所属職員の超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務並びに特殊勤務命令に関する事。
- (8) 所属職員の扶養親族の確認及び認定に関する事。
- (9) 所属職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定及び改定に関する事。
- (10) 所属職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定及び改定に関する事。
- (11) 所属職員の単身赴任の状況の確認及び単身赴任手当の認定に関する事。
- (12) 所属職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関する事。
- (13) 所属職員の定例的健康診断に関する事。
- (14) 所属職員のレクリエーションに関する事。
- (15) ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項の規定による禁止命令等の申出の受理に関する事。
- (16) ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第6項及び第7項の規定による禁止命令等（緊急の必要がある場合を除く。）の申出をした者への通知並びに同条第10項において準用する同条第6項及び第7項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の申出をした者への通知に関する事。
- (17) ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の申出の受理に関する事。
- (18) ストーカー行為等の規制等に関する法律第13条第2項の規定による禁止命令等（禁止命令等の有効期間の延長の処分を含み、緊急の必要がある場合を除く。）をするために必要がある場合における報告徴収等に関する事。
- (19) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第33条第2項の規定による身分証明書の発行に関する事（所属職員に係るものに限る。）。
- (20) 道路交通法第90条第1項の規定による仮免許の付与に関する事。
- (21) 道路交通法第106条の2第1項及び同条第2項の規定による仮免許の取消しに関する事。
- (22) 国民保護法第158条第2項第3号の規定による特殊標章及び身分証明書の交付等に関する事（所属職員に係るものに限る。）。

(副署長の専決事項)

第15条 副署長の専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第6号から第14号までに掲げる事項
- (2) 係長以下の旅行命令の承認に関する事。
- (3) 係長以下の欠勤の承認及び休暇に関する事（引き続き15日以上のもを除く。）。

- (4) 係長以下の私事旅行の承認に関する事。
- (5) 軽易な警察広報に関する事。
- (6) 所属職員の教養訓練に関する事。
- (7) 他機関（団体）との協議、連絡等で軽易な事。
- (8) 軽易な活動報告の処理に関する事。
- (9) 照会、回答、通報及び報告等で軽易な事。
- (10) 遺失物の取扱いに関する事。
- (11) 自動車の使用統制に関する事。
- (12) 装備資材の使用統制に関する事。
- (13) 当直勤務者、看守担当者及び護送勤務者の勤務配置に関する事。
- (14) 三交替当番勤務者の勤務配置に関する事。
- (15) 厚生課関連団体（警察共済組合、警察職員互助会等）に対して職員が行う各種申請・届出の事務に関する事。ただし、警察共済組合の貸付申込に関する事を除く。
- (16) 物件事務報告書の作成に関する事。
- (17) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第59条第2項の規定による市町村長の事前措置等の代行に関する事。
- (18) 災害対策基本法第66条第1項及び第2項の規定による災害時における漂流物又は沈没品の処理の特例に関する事。
- (19) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条第2項の規定による通報又は警察官からの火災、石油流出、ガス流出等の事故の報告を受けた場合における応急措置に関する事。
- (20) 交通反則切符の審査及び点数切符の点検に関する事。

（署の次長及び課長の専決事項）

第16条 署の次長及び課長の専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

次長専決事項

- (1) 前条第3号から第19号までに掲げる事項
- (2) 装備関係帳票（けん銃関係帳票を除く。）及び通信関係帳票の処理に関する事。
- (3) 各種資機材受払簿、手数料確認台帳及び火気点検簿その他各種台帳の処理に関する事。
- (4) 各種許可証及び仮運転免許証の受払に関する事。

警務課長（次長制の署を除く。）専決事項

次長専決事項第2号から第4号までに掲げる事項

主管課長専決事項

- (1) 受持に対する調査下命に関する事。
- (2) 電話による照会及び回答に関する事。
- (3) 被留置者名簿（「V 動静、処遇等に関する申出」に限る。）、被留置者金品出納簿、被留置者診療簿、被留置者面会簿及び被留置者信書発受簿の処理並びに護送計画の策定に関する事。ただし、問題被留置者及び特別要注意者に係るものを除く。
- (4) 係員の活動日誌、活動計画表及び勤務引継簿の処理に関する事。
- (5) 非常通報装置の設置及び運用に関する事。
- (6) 触法調査関係事項照会書、ぐ犯調査関係事項依頼書及び身上調査依頼書に関する事。
- (7) 少年補導票による不良行為少年に係る報告に関する事。
- (8) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第3条第2項の規定による事前の承認に関する事。
- (9) 捜査関係事項照会、前科照会及び身上調査照会に関する事。
- (10) 被害通報票及び犯罪統計原票の処理に関する事。

- (11) 暴力団排除のための部外への情報提供に関する事。ただし、行政機関、地方公共団体その他の公共機関による法令、暴力団排除を目的とした暴力団情報の提供に関する申合せ等に基づく照会に対して、規制対象者等の属性に該当しない旨を回答する場合に限る。
- (12) 犯歴登録に係る原票等の発送に関する事。
- (13) 遺留DNA型記録又は変死者等DNA型記録の作成の要否の判断に関する事。
- (14) 被疑者写真照会業務の操作担当者の指定に関する事。
- (15) 道路交通法第8条第2項の規定による通行許可に関する事。
- (16) 道路交通法第45条第1項の規定による駐車禁止の解除に関する事。
- (17) 道路交通法第56条第1項の規定による設備外積載の許可及び同条第2項の規定による貨物自動車荷台乗車の許可に関する事。
- (18) 道路交通法第57条第3項の規定による制限外積載の許可に関する事。
- (19) 道路交通法第63条第7項の規定による故障車両の整備確認に関する事。
- (20) 安全運転管理者等の届出書類の進達に関する事。
- (21) 道路交通法第77条の規定による道路使用許可に関する事。
- (22) 道路交通法第79条及び同法第80条第1項の規定による道路使用許可の協議に関する事。
- (23) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第5項の規定による道路占有許可の協議に関する事。
- (24) 原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る確認に関する事。
- (25) 運転免許証（仮運転免許証を含む。）の交付、再交付、更新及び記載事項の変更並びに認知機能検査及び高齢者講習に伴う進達書類の送付に関する事。
- (26) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の事務に関する事。ただし、公安委員会の権限に属するもの及び却下処分に係るものを除く。
- (27) 事件、事故発生時の応急措置に関する事。

（交番所長の専決事項）

第17条 交番所長（岩手県警察組織規程別表第3に規定する幹部交番所長及び交番所長をいう。）の専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交番に勤務する地域警察官に対する犯罪捜査及び調査下命に関する事。
- (2) 電話による照会及び回答に関する事。
- (3) 係員の活動日誌、活動計画表及び勤務引継簿の処理に関する事。
- (4) 交番に勤務する地域警察官の勤務配置及び勤務計画の変更に関する事。
- (5) 道路交通法第8条第2項の規定による通行許可（有効期間3日以内のものに限る。）に関する事。
- (6) 道路交通法第45条第1項ただし書の規定による駐車禁止解除許可（一時的な必要時間に限る。）に関する事。
- (7) 道路交通法第56条第1項の規定による設備外積載許可及び同条第2項の規定による貨物自動車荷台乗車許可に関する事。
- (8) 道路交通法第57条第3項の規定による制限外積載の許可に関する事。
- (9) 道路交通法第63条第7項の規定による故障車両の整備の確認に関する事。
- (10) 道路交通法第77条の規定による道路使用許可（有効期間7日以内のものに限る。）に関する事。
- (11) 事件、事故発生時の応急措置の指示に関する事。

（交番及び駐在所勤務の警察官の専決事項）

第18条 交番及び駐在所に勤務する地域警察官の専決できる事項は、前条第5号及び第8号から第10号までに掲げるものとする。

（専決の制限）

第19条 専決者は、第4条各号のいずれかに該当する場合又は特に上司において事案を了知しておく必要があると認められる場合は、専決することができない。

附 則

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年8月1日警察本部訓令第15号）

この訓令は、昭和42年8月1日から施行する。

附 則（昭和42年12月21日警察本部訓令第23号）

この訓令は、昭和42年12月21日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日警察本部訓令第9号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和44年9月25日警察本部訓令第21号）

1 この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

2 この訓令施行の際厚生官付を命じられている者は、別に辞令を発せられない限り、厚生課に勤務を命じられたものとする。

附 則（昭和45年3月31日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年1月26日警察本部訓令第3号）

この訓令は、制定の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

附 則（昭和46年4月1日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月17日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年6月20日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日警察本部訓令第9号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和48年6月18日警察本部訓令第17号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日警察本部訓令第4号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和49年10月1日警察本部訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和50年3月1日警察本部訓令第5号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和51年3月26日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月6日警察本部訓令第6号）

この訓令は、制定の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年11月9日警察本部訓令第19号）

この訓令は、昭和52年11月9日から施行する。

附 則（昭和54年3月10日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月16日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月20日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月28日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月24日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和59年3月26日から施行する。

附 則（昭和60年7月29日警察本部訓令第9号）

この訓令は、制定の日から施行し、昭和60年3月26日から適用する。

附 則（昭和61年3月29日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和61年3月29日から施行する。

附 則（昭和62年3月1日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和62年3月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月8日警察本部訓令第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和63年7月14日警察本部訓令第15号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成元年4月5日警察本部訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行し、平成元年3月30日から適用する。

附 則（平成元年6月9日警察本部訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行し、平成元年3月30日から適用する。

附 則（平成元年6月9日警察本部訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行し、平成元年6月4日から適用する。

附 則（平成元年12月27日警察本部訓令第25号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成2年4月9日警察本部訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成4年3月26日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成4年3月31日から施行し、第7条中第5条の改正規定は、平成4年1月1日から適用する。

附 則（平成4年7月3日警察本部訓令第11号抄）

1 この訓令は、平成4年7月3日から施行する。

附 則（平成5年12月27日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年10月31日警察本部訓令第11号）

1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年11月13日警察本部訓令第21号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定、第15条の改正規定及び第16条の改正規定については、制定の日から施行する。

附 則（平成9年11月21日警察本部訓令第13号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成11年4月19日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成11年4月19日から施行する。

附 則（平成12年3月13日警察本部訓令第2号抄）

1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月16日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月14日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月5日警察本部訓令第29号抄）

1 この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月8日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成16年3月24日から施行する。

附 則（平成16年8月20日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成16年8月20日から施行する。

附 則（平成17年3月25日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成17年8月31日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成18年3月24日から施行する。

附 則（平成18年5月2日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成18年5月8日から施行する。

附 則（平成18年6月16日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月7日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成19年3月7日から施行する。

附 則（平成19年3月9日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成19年3月12日から施行する。

附 則（平成20年2月26日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年3月12日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成20年5月22日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成20年5月22日から施行する。

附 則（平成21年3月19日警察本部訓令第4号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年3月30日から施行する。
附 則 (平成21年5月29日警察本部訓令第10号)
この訓令は、平成21年6月1日から施行する。
附 則 (平成22年3月16日警察本部訓令第5号)
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
附 則 (平成23年7月13日警察本部訓令第7号)
この訓令は、平成23年7月13日から施行する。
附 則 (平成25年3月27日警察本部訓令第9号)
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
附 則 (平成25年12月25日警察本部訓令第16号)
この訓令は、平成26年1月1日から施行する。
附 則 (平成26年3月19日警察本部訓令第4号)
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
附 則 (平成26年5月30日警察本部訓令第7号)
この訓令は、平成26年6月1日から施行する。
附 則 (平成26年12月19日警察本部訓令第13号)
この訓令は、平成27年1月1日から施行する。
附 則 (平成27年3月25日警察本部訓令第4号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年3月27日から施行する。
附 則 (平成28年8月31日警察本部訓令第18号)
この訓令は、平成28年10月1日から施行する。
附 則 (平成29年6月14日警察本部訓令第12号)
この訓令は、平成29年6月14日から施行する。
附 則 (平成30年3月30日警察本部訓令第6号抄)
- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。